

県民資産創造会議

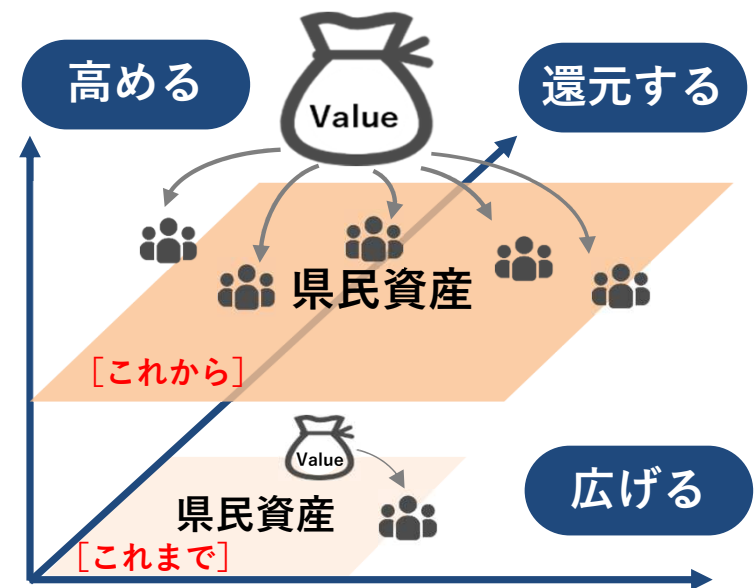
基本的 考え方

県民資産（＝県民共有の財産）
から得られる恩恵を最大化



県民全体に還元

- 価値を高め、有効活用する。
- 資産と周辺資源の相互連携により、価値を広げる。
- 生まれた価値を県民全体に還元する。



組織体制

県民資産創造会議

- テーマごとに専門委員会を設置
- 県内外の有識者で構成



県民資産創造推進本部

- 各専門委員会からの報告を踏まえ、部局の資産活用状況の把握や事例（ノウハウ）の横展開

推進体制・検討テーマ（想定）

県民資産創造推進本部

【事務局：知事政策局】

報告 ↑ ↓ 進行管理

県民資産創造会議

- 検討テーマごとに、**専門委員会**を設置し、それぞれ担当課が事務局となって運営
- 専門委員会は**県内外の専門家／実務者**で構成（金融機関、アセットマネジメント事業者、学識者 等）
- 各専門委員会は、必要に応じて**具体的な議論を行うための分科会等**を設置

県有地高度活用専門委員会 （仮称）

資産活用ルールの特明確化 県有地の高度活用

- ・ 資産活用スキームの検討
- ・ 売却、ネーミングライツ等の判断基準
- ・ 収益の県民還元の方法
- ・ 周辺地域の振興を含めた県有地の高度活用方策
- ・ 県有林の利活用の推進 等

【事務局：担当部担当課】

県有施設高度活用専門委員会 （仮称）

県有施設の高度活用

- ・ スポーツ、文化等の集客施設と周辺リソースとの相乗効果・波及効果発揮を企図した連携 等

【事務局：担当部担当課】

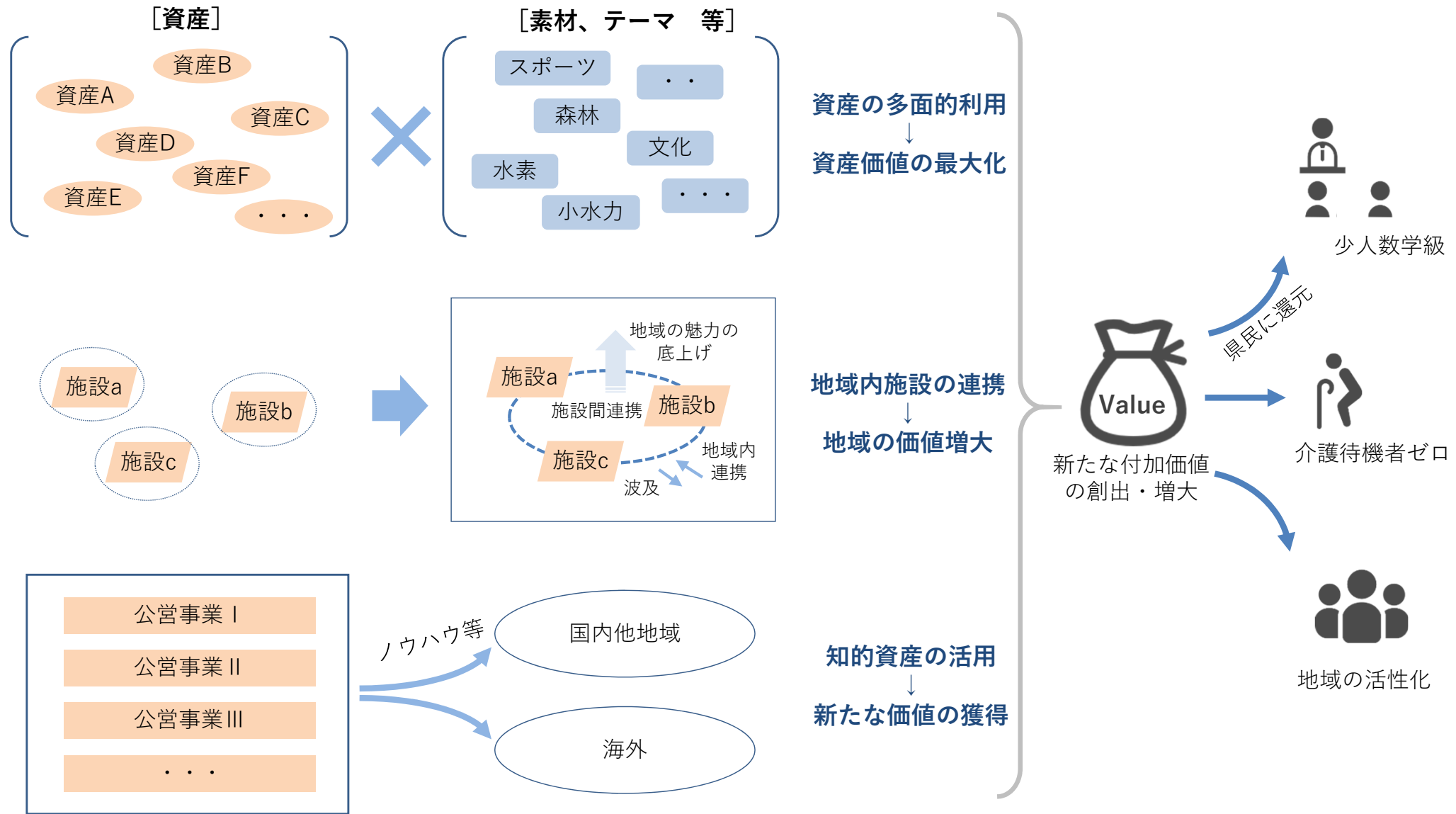
公営事業専門委員会（仮称）

公営事業の知見等の活用

- ・ 電気事業や水素・燃料電池に関する知見の収益化
- ・ 温泉・公園事業の収益性向上 等

【事務局：担当部担当課】

検討イメージ



県民資産賃貸借等の基本ルール

県関与の基本方針

法適合性

県民還元の在り方